



平成 19 年 2 月 15 日

各 位

会 社 名 ザ ・ パ ッ ク 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 木 村 義 一
(コード番号 3950、東証 1，大証 1)
問 い 合 せ 先 専 務 取 締 役 管 理 本 部 長
安 原 宏 光
(TEL. 06-6972-1221)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 2 月 15 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 19 年 3 月 29 日開催予定の第 55 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号) および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号。以下「整備法」という。) ならびに「会社法施行規則」(平成 18 年法務省令第 12 号) および「会社計算規則」(平成 18 年法務省令第 13 号) が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり変更を行うものであります。
 - ① 会社法施行時に定款に定めがあるものとみなされている内容につき、その内容を反映する規定の新設または変更を行うものであります。(変更案第 4 条、第 7 条および第 12 条)
 - ② 単元未満株式について、行使することができる権利の内容を明確にするため規定の新設を行うものであります。(変更案第 9 条)
 - ③ 定款に定めを設けることにより、株主総会参考書類等をインターネットで開示することで株主の皆様へ提供したものとみなすことが認められたことに従い、インターネットの普及を考慮し、株主総会運営の合理化および株主の皆様への情報提供方法の多様化を図ることを目的として、規定の新設を行うものであります。(変更案第 17 条)
 - ④ 株主総会において議決権の代理行使を行う代理人の員数を定めるものであります。(変更案第 19 条)
 - ⑤ 経営の意思決定の迅速化を図るため、取締役の員数を変更するものであります。(変更案第 20 条)
 - ⑥ 定款に定めを設けることにより、取締役会で決議すべき事項について、取締役全員が書面等により同意の意思表示をし、かつ監査役が異議を述べなかった場合に、取締役会の決議があったものとみなすことが認められたことから、迅速な意思決定を可能にするため、規定の新設を行うものであります。(変更案第 26 条)

- ⑦ 会社法に対応した用語および引用条文の変更を行うとともに、一部字句の修正、条数の変更その他所要の変更を行うものであります。
- (2) 周知性の向上および手続の合理化を図るため、当社の公告方法を電子公告に変更し、あわせて不測の事態が発生した場合に備え、予備的な公告方法も定めるものであります。
(変更案第5条)

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

本定款変更は、平成19年3月29日開催の第55期定時株主総会に付議予定であります。

以上

(下線部分は変更箇所を示します)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則 (新設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第 4 条 当社の公告は日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式 (発行する株式の総数)</p> <p>第 5 条 当社の発行する株式の総数は 7,700 万株とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(1 単元の株式の数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第 6 条 当社の 1 単元の株式の数は、100 株とする。 2. 当社は 1 単元の株式の数に満たない株式に係る株券を発行しない。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第 7 条 当社は、商法第 211 条ノ 3 第 1 項第 2 号の</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人 <p>(公告方法)</p> <p>第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。 ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合には、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式 (発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は 7,700 万株とする。</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第 7 条 当社は、株券を発行する。</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第 8 条 当社の単元株式数は、100 株とする。 2. 当社は、第 7 条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</p> <p>(単元未満株式についての権利の制限)</p> <p>第 9 条 当社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利 2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 4. 第 11 条に定める請求をする権利 <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第 10 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定に基</p>

<p>規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。</p> <p>(単元未満株式の買増請求)</p> <p>第8条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その単元未満株式の数と併せて <u>1 単元の株式の数となるべき数の株式を売渡すよう</u>当社に対して請求(以下「買増請求」という。)することができる。</p> <p>ただし、当社が売渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りではない。</p> <p>2. 買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会の定める株式取扱規定による。</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第9条 当社は株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>2. <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</u></p> <p>3. 当社の株主名簿、実質株主名簿および株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理、株券の交付、株券喪失登録、単元未満株式の買取りおよび売渡しその他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規定)</p> <p>第10条 当社の株券の種類、株式の名義書換、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理、株券の交付、株券喪失登録、単元未満株式の買取りおよび売渡しその他株式に関する取扱いおよび手数料については、<u>取締役会の定める株式取扱規定による。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第11条 当社は、<u>毎決算期日における最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u></p> <p>2. <u>前項その他定款に別段の定めがある場合を除き、必要があるときは、取締役会の決議によ</u></p>	<p><u>づき、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元未満株式の買増請求)</p> <p>第11条 当社の単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式の数と併せて<u>単元株式数となる数の株式を売渡すこと</u>を当社に対して請求(以下「買増請求」という。)することができる。</p> <p>ただし、当社が売渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りではない。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>2. <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定し、これを公告する。</u></p> <p>3. 当社の<u>株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)</u>、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規定)</p> <p>第13条 当社の<u>株式に関する手続きおよび手数料は、法令または定款のほか、取締役会において定める株式取扱規定による。</u></p> <p>(削除)</p>
---	---

<p><u>り、予め公告のうえ、基準日を定めることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第12条 当会社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(招集者および議長)</p> <p>第13条 株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長が招集し、その議長となる。社長に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(決議)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合<u>のほか</u>、出席した株主の議決権の過半数をもって<u>決する</u>。</p> <p>2. <u>商法第343条の規定によるべき決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 前項の株主または代理人は、代理権を<u>証する書面を、株主総会毎に</u>当会社に提出しなければ</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第14条 (現行どおり)</p> <p><u>(定時株主総会の基準日)</u></p> <p>第15条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、<u>毎年12月31日とする。</u></p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第16条 (現行どおり)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、<u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第18条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合<u>を除き</u>、出席した株主の議決権の過半数をもって<u>行う</u>。</p> <p>2. <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第19条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 前項の株主または代理人は、<u>株主総会ごと</u>に代理権を<u>証明する書面</u>を当会社に提出しな</p>
---	---

<p>ならない。</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第16条 当社の取締役は<u>20名以内</u>とする。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第17条 当社の取締役は、株主総会において、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>2. 当社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第18条 取締役の任期は<u>就任後2年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>補欠または増員で選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時まで</u>とする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第19条 <u>当社を代表すべき取締役は、取締役会の決議をもって定める。</u></p> <p>2. <u>取締役会の決議をもって取締役のうちから、社長1名を定め必要に応じて会長、副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(相談役、顧問)</p> <p>第20条 <u>取締役会の決議をもって、相談役、顧問を置くことができる。</u></p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長になる。</p> <p>2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会において、予め定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>3. 取締役会の招集は、会日の3日前迄にその通知を発する。</p> <p>ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>なければならない。</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第20条 当社の取締役は<u>15名以内</u>とする。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第21条 当社の取締役は、株主総会において、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は<u>選任後2年以内に終了する最終の事業年度</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時まで</u>とする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 <u>取締役会は、その決議をもって代表取締役を選定する。</u></p> <p>2. <u>取締役会は、その決議をもって取締役のうちから、社長1名を選定し必要に応じて会長、副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>(相談役、顧問)</p> <p>第24条 <u>取締役会は、その決議をもって、相談役、顧問を置くことができる。</u></p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第25条 (現行どおり)</p>
---	--

<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役会規定)</p> <p>第 22 条 取締役会に関する事項については、法令または定款に定めがある場合を除き、取締役会で定める取締役会規定による。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第 23 条 当社の監査役は 4 名以内とする。</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第 24 条 当社の監査役は、株主総会において、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第 25 条 監査役の任期は<u>就任後 4 年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第 26 条 <u>監査役は、互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>(監査役会の招集)</p> <p>第 27 条 監査役会の招集は、会日の 3 日前迄にその通知を発する。</p> <p>ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(監査役会規定)</p> <p>第 28 条 監査役会に関する事項については、法令または定款に定めがある場合を除き、監査役会で定める監査役会規定による。</p>	<p style="text-align: center;">(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 26 条 当社は、<u>取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(取締役会規定)</p> <p>第 27 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第 28 条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第 29 条 当社の監査役は、株主総会において、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第 30 条 監査役の任期は<u>選任後 4 年以内に終了する最終の事業年度</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第 31 条 <u>常勤の監査役は、監査役会の決議をもって選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集)</p> <p>第 32 条 (現行どおり)</p> <p>(監査役会規定)</p> <p>第 33 条 (現行どおり)</p>
---	--

<p style="text-align: center;">第 6 章 計算</p> <p>(営業年度)</p> <p>第 29 条 当社の<u>営業年度は、毎年 1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日までの年 1 期とし、営業年度の末日を決算期日とする。</u></p> <p>(利益配当金)</p> <p>第 30 条 <u>利益配当金は、毎決算期日における最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払うものとする。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p>第 31 条 当社は、<u>取締役会の決議により、毎年 6 月 3 0 日における最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、中間配当金を支払うことができる。</u></p> <p>(除斥期間)</p> <p>第 32 条 <u>利益配当金および中間配当金は、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領なきときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第 34 条 当社の<u>事業年度は、毎年 1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで 1 年とする。</u></p> <p>(期末配当および基準日)</p> <p>第 35 条 当社は、<u>毎年 12 月 31 日を基準日として、定時株主総会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。</u></p> <p>(中間配当および基準日)</p> <p>第 36 条 当社は、<u>毎年 6 月 3 0 日を基準日として、取締役会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 37 条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されな</u> <u>いときは、当社はその支払の義務を免れる。</u></p>
---	--